

令和8年度

科学技術試験研究委託事業

光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)

高専エンジニアリング人材育成

公募要領

公募受付締切日

令和8年4月22日17時必着 (e-Rad 提出)

文部科学省

令和8年2月

光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）のポイント

1. 本プログラムは、経済・社会的な重要課題に対し、量子科学技術（光・量子技術）を駆使して、非連続的な解決（Quantum leap）を目指す研究開発プログラムです。
2. 文部科学省が任命したプログラムディレクター（PD）の研究開発マネジメントのもと、以下の3つの技術領域で、それぞれネットワーク型研究拠点を形成し、領域毎にフラッグシップ（Flagship）プロジェクトと基礎基盤研究を実施しています。
 - ① 量子情報処理（主に量子シミュレータ・量子コンピュータ）
 - ② 量子計測・センシング
 - ③ 次世代レーザーまた、量子技術の次世代を担う人材育成の強化を目的として、令和2年度に人材育成プログラム領域を新設し、PDのマネジメントのもと、教育プログラムの開発を推進しています。
3. 人材育成プログラム領域では、幅広い量子技術を体系的に学習できる共通的なコアプログラムと独自性を生かした独創的なサブプログラム、量子技術を適切に理解・解釈・活用する力（リテラシー）を普及させることを目指す量子技術リテラシー普及プログラムの開発等を進めてきました。令和8年度の公募においては、新たに量子技術のエンジニアリング人材の育成を促進するプログラムを募集します。
4. 本件公募では、下記を重視します。
 - ① 多くの高専生が参加可能な量子技術に関するプログラムを整えること
 - ② 量子技術関連分野のエンジニアリング人材層の厚みを増すため、高等専門学校において継続的に人材を輩出できるような教育体制を整えること。
 - ③ 良質な人材育成を事業終了後も安定的、持続的に実施できること。
 - ④ 産学連携や多様なセクターの協力を踏まえ、社会全体へ裾野を広げる人材育成を構築すること。

<主なスケジュール>

募集開始	令和8年2月25日（水）
募集説明会※	令和8年3月12日（木）14時-15時
募集受付締切	令和8年4月22日（水） 17時

※詳細は文部科学省のウェブサイトに掲載します。

応募はe-Radを通じて行っていただきます（第6章参照）。締切間際はe-Radが混雑するため、提案書の作成環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。募集締切までにe-Radを通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

審査	4月下旬～5月中旬
採択課題の通知・発表	5月下旬
研究開発開始	7月上旬

注1 上記期間は全て予定です。今後変更となる場合があります。

注2 面接を行う具体的な日時については、文部科学省から指定させていただきます。

注3 この公募は、令和8年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、事業規模やスケジュール等を変更する場合があります。

内容

第1章 研究開発提案公募にあたって	6
1.1 事業名	6
1.2 事業の趣旨	6
1.3 事業の運営体制	6
第2章 課題の募集・選考について	8
2.1 募集対象となる開発提案	8
2.2 募集期間	8
2.3 事業期間、事業規模、採択予定件数	8
2.4 応募要件	8
2.5 提出書類	14
第3章 研究開発関連項目	16
3.1 開発概要	16
3.2 課題の審査等について	22
3.3 公表等について	22
第4章 契約について	23
4.1 委託契約の締結について	23
4.2 知的財産権の取扱い	23
4.3 取得資産等の取扱い	24
第5章 進捗管理、事業の実施について	25
5.1 進捗管理	25
5.2 研究費の適正な執行について	25
5.3 年度末までの研究開発期間の確保について	30
5.4 社会との対話・協働の推進について	30
5.5 研究データマネジメントについて	31
5.6 研究設備・機器の共用促進について	31
5.7 博士課程学生の処遇の改善について	32
5.8 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	33
5.9 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	34
5.10 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について	34

5.11 URA 等のマネジメント人材の確保について	34
5.12 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	35
5.13 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	35
5.14 日本版バイ・ドール制度について	35
5.15 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	38
5.16 論文謝辞等における体系的番号の記載について	39
5.17 競争的研究改革について	39
第 6 章 提出書類の作成、提出等について	40
6.1 e-Rad を利用した提出書類の作成・提出等について	40
6.2 研究者情報の researchmap への登録について	42
代表機関の長による申請書	44
表紙(様式 1)	45
研究開発代表者の基本情報(様式 2)	46
全体構想(様式 3)	47
代表機関の長のコミットメント(様式 4)	48
開発年次計画(線表)(様式 5)	49
研究開発体制(様式 6)	50
研究開発者・URA 調書(様式 7)	56
研究開発予算計画(様式 8)	57
研究費の応募・受け入れ等の状況(様式 9)	59
人権の保護及び法令等の遵守への対応(様式 10)	61
誓約書(様式 11)	62
別紙 1	63
別添	68
別紙 2	69
別紙 3	72
別紙 4	73
別紙 5	75
別紙 6	77

第1章 研究開発提案公募にあたって

1.1 事業名

本公募は事業名「光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)」に関する研究開発提案公募に関するものです。

1.2 事業の趣旨

量子科学技術における近年の目覚ましい進展により、Society 5.0 実現に向けた社会課題の解決と産業応用を視野に入れた新しい技術体系が発展する兆しがあります。また、経済・社会の様々な課題が複雑化する中、量子科学技術は、高度な情報処理から、材料・ものづくり、医療まで広範な応用が可能であり、非連続に課題を解決する可能性を有しています。

海外ではこの数年、米欧中を中心に量子科学技術に係る産学官の研究開発投資や産業応用の模索が拡大しています。日本においては、我が国の産学官が培ってきた科学技術における強み（知識、人材、ネットワーク等）をベースに、他国の追従に対して簡単にコモディティ化できない知識集約度の高い技術体系を構築していくことが重要です。

これらの状況を踏まえ、文部科学省は、平成30年度から、経済・社会的な重要課題に対して、量子科学技術を駆使して非連続的な解決 (Quantum Leap) を目指す研究開発プログラム「光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)」を実施しています。

Q-LEAP は、量子情報処理（主に量子シミュレータ・量子コンピュータ）、量子計測・センシング、次世代レーザーの技術領域と人材育成プログラム領域から成り、領域毎に、異分野融合、産学連携のネットワーク型研究拠点による研究開発を推進するとともに量子技術分野の人材層を持続的に強化していきます。

1.3 事業の運営体制

Q-LEAP では、事業の着実な推進を図るため、外部有識者により構成されるガバニングボードを文部科学省に設置しています。ガバニングボードでは、Q-LEAP 全体のマネジメントとして各領域の進捗状況の確認や領域を超えた連携の指示、領域毎の実施方針の確認、領域毎の予算配分の決定等を行います。また、Q-LEAP 全体の最終評価案の作成、評価結果を踏まえた各領域への指示も実施します。

また、領域毎に文部科学省がガバニングボードの承認を経てプログラムディレクター (PD) を任命し、当該 PD が、担当領域全体の運営総括責任者として、研究開発の一般的なマネジメントを行います。具体的には、担当領域の実施方針の作成・変更や研究開発の進捗管理、最終評価案の作成等を行います。実施方針には、人材育成プログラムの開発目標や実施内容、開発マネジメント等を記載します。

さらに各領域には外部有識者等により構成されるアドバイザリーボードを設置します。アドバイザリーボードでは、国内外の開発動向や企業動向に関するベンチマークの分析、コアコンピタンス分析等を実施し、PD による担当領域の研究開発マネジメント活動への助言、補佐を行います（図1参照^{※1}）。

Q-LEAP では「量子技術イノベーション戦略（令和2年1月）」のロードマップと「量子未来社会ビジョン（令和4年4月）」、「量子未来産業創出戦略（令和5年4月）」に基づき、明確な研究開発目標、マイルストーンの設定を行い、PD によるきめ細やかな進捗管理のもと、トップダウン的なアプローチの研究開発を行います。

※1 運営体制については URL を参照 (<https://www.jst.go.jp/stpp/q-leap/>)

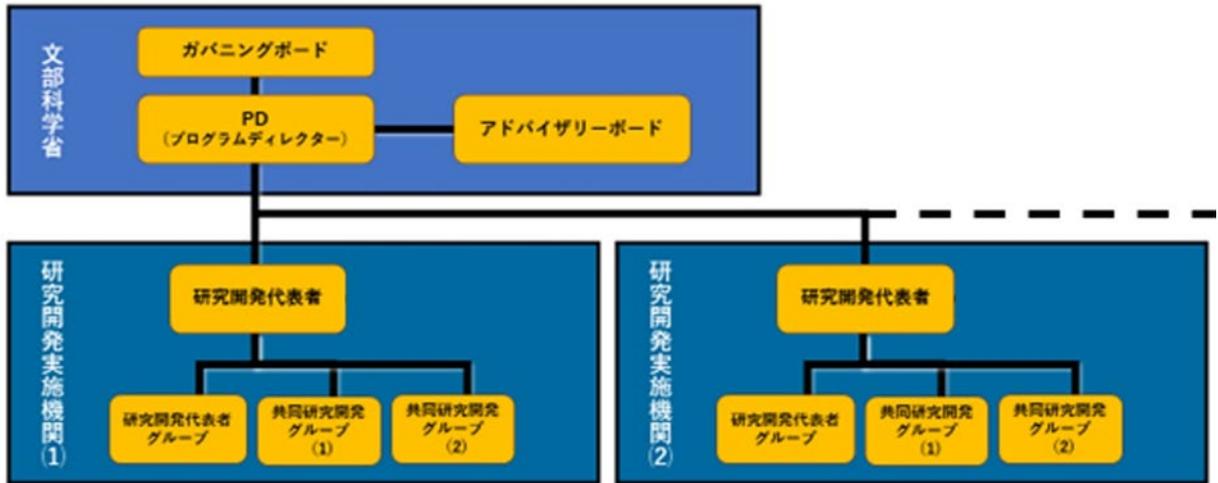


図1 Q-LEAP の運営体制（概略図）

第2章 課題の募集・選考について

2.1 募集対象となる開発提案

第3章に記載の開発概要を踏まえ、提案を行ってください。

2.2 募集期間

令和8年2月25日（水）～4月22日（水）17時【厳守】

募集締切までに e-Rad を通じた応募手続が完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

2.3 事業期間、事業規模、採択予定件数

高専エンジニアリング人材育成

事業期間：令和8年度～令和11年度（4カ年事業（予定））

ただし、契約の締結は年度毎に行うものとする。

事業規模：各年度1件あたり50,000千円（税込）を上限とする。

ただし、予算状況等によっては各年度の事業規模の上限に変動が生じる可能性がある。

採 択 数：2件（予定）

上記事業規模は、直接経費と間接経費（直接経費の30%）とで構成されます。

本委託事業に係る経費計上及び経費処理に当たっては、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」の他、「委託事業の手引き（文部科学省委託事業実施者向け）」（<https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/gpoinde.aspx>）によるものとします。また、間接経費の執行については、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（令和5年5月31日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」

（参考 URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1337573.htm）に従うものとします。

開発期間は、原則4年とします。2年目以降の予算配分額については、進捗状況に応じてPDが決定します。

なお、複数の提案があった場合など、審査結果を踏まえ、提案内容に応じて予算配分額を調整させていただく可能性もございますので、あらかじめご注意ください。

2.4 応募要件

(1) 応募者に必要な資格に関する事項

予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であることとします。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとします。また、文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこととします。

(2) 応募者の要件

本事業を実施できる能力を有し、文部科学省と委託契約を締結できる日本国内の高等専門学校（以下「高専」という。）を対象とします。公募対象は機関であり、課題の応募は学校長が行うものとします。

なお、本プログラムの性質上、代表機関を高専として、以下に示す日本国内の大学、研究開発機関、企業等（法人格を有するものに限る）と研究開発体制を構築し参画することも可能とします。

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 高等専門学校
- ・ 公設試験研究機関
- ・ 独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び認可法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 民間企業
- ・ 技術研究組合
- ・ 特定非営利活動法人（NPO 法人）

なお、応募から業務終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究開発代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者を、研究代表者とすることは避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、応募機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

(3) 研究開発体制の要件

研究開発体制には、以下の要件を満たす必要があります。なお、複数の機関で研究開発体制を構築する場合、研究代表機関は1つとし、それ以外の機関は再委託先としてください。

- ① 提案する課題構想を実現する上で最適な体制であること。
- ② 共同研究開発グループを配置する場合、共同研究開発グループは課題構想実現のために必要不可欠であって、研究開発目標の達成に向けて大きく貢献できること。

(4) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

① 不合理な重複に対する措置

同一の研究開発者による同一の研究開発課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む。以下同じ。）の複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究開発内容に対して配分されるもの^{※2}。）が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業においてその程度に応じ、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究開発課題の不採択等」という。）を行います。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究開発課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

※2 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

③ 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究開発内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究開発内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究開発グループ（以下「研究開発者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れないう程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究開発課題の不採択等を行います。

- ・ 研究開発者等の能力や研究開発方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究開発課題に配分されるエフォート（研究開発者の全仕事時間^{※3}に対する当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

※3 研究開発者の全仕事時間とは、研究開発活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

③ 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究開発代表者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究開発課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配

慮して以下の通り扱います。

- ・ 応募された研究開発課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究開発課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。
- ・ その他これらに準ずる場合

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) 自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援^{※4}を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究開発課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究開発課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究開発課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※4 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

④ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

(5) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となってい

ます。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

(6) 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

① 研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究開発者（共謀した研究開発者も含む。（以下「不正使用等を行った研究開発者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究開発者^{※5}に対し、不正の程度に応じて次表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究開発者名、制度名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究開発年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度等において、申請及び参加^{※6}資格が制限される場合があります。

※5 「善管注意義務に違反した研究開発者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究開発者のことを指す。

※6 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究開発者等として新たに研究開発に参加すること、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究開発代表者又は共同研究開発者等として参加することを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※7} （原則、補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※8} ）
1. 不正使用を行った研究開発者及びそれに共謀した研究開発者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究開発者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究開発者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※7 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中3において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※8 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究開発者や、善管注意義務に違反した研究開発者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究開発者については、当該不正事案の概要（制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(7) 他の競争的研究費等の応募受入状況

研究開発代表者及び各共同研究開発グループ代表者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の他の競争的研究費等（国外のものを含む）^{※9}について、資金制度名毎に記入してください。「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究開発課題が十分に遂行し得るかどうかが」を判断する際に参照しますので、正確に入力してください。また、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択等を行うことがあります。

※9 国内外を問わず、競争的研究費のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記入してください。

(8) 本事業の目的等に著しく合致しない場合の措置

文部科学省において、提案された内容が本事業及び公募対象プログラムの目的に著しく合致しないと認められる場合、審査対象から除外することがあります。

2.5 提出書類

提出書類は、以下の通りです。

- ① 研究開発提案書^{※10}
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③ 誓約書^{※11}
- ④ 本件に関する事務連絡先（様式は任意）

※10 研究開発提案書の一覧は以下の通りです。研究開発提案書については事業規模の範囲内で提出すること。具体的な記載要領は、各様式に青字で注釈・例示をしています。提出時には青字の注釈・例示は全て削除してください。様式については巻末にまとめてあります。

様式番号	書類名
	代表機関の長による申請書
様式 1	表紙
様式 2	研究開発代表者の基本情報
様式 3	全体構想
様式 4	代表機関の長のコミットメント
様式 5	研究開発年次計画（線表）
様式 6	研究開発体制
様式 7	研究開発者・URA 調書
様式 8	研究開発予算計画

様式 9	研究費の応募・受け入れ等の状況
様式 10	人権の保護及び法令等の遵守への対応
様式 11	誓約書

※11 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、研究開発提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出してください。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出する必要があります。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とします。

第3章 研究開発関連項目

3.1 開発概要

(1) 背景

量子コンピュータをはじめとする量子技術は、金融、インフラ、エネルギー、医療、材料開発、物流など幅広い分野で革新的な変化をもたらす可能性を有し、今後の社会・産業基盤を支える重要技術として注目されている。近年、こうした動向を背景に社会実装に向けた取り組みはますます活発化しており、量子技術の社会実装の本格化に向けて量子技術に関するエンジニアリングを担う人材の確保が喫緊の課題となっている。

(2) 開発内容

① 目的

実践的技術者を養成する高等教育機関である高専において、学生が量子技術に関心を持つ機会や量子技術を体系的に学ぶ環境を整備することで、量子技術の産業化を支えるエンジニア人材層の厚みを増し、将来にわたって持続可能な量子人材育成基盤の構築を目指す。

② 開発課題

① の目的を達成するため、以下に掲げる両開発課題を一体的に実施する代表機関（実施校）を募集する。

(ア) 高専で学ぶ学生（以下「高専生」という。）の関心を喚起する学習プログラムの開発

高専生に対して量子への関心を喚起するための学習プログラムを開発・実施する。

(イ) 高専におけるモデルカリキュラム開発

高専において量子技術を体系的に学ぶために必要となる理論科目群・実習科目群（モデルカリキュラム）の整備・実施を行う。

③ 開発要件

次の事項を要件として学習プログラム及びモデルカリキュラムの開発・実施を行うこと。

【(ア) 高専生の関心を惹起する学習プログラムの開発】

- ・ 量子技術分野は、量子情報処理（主に量子シミュレータ・量子コンピュータ）、量子計測・センシング、量子通信・暗号、量子セキュリティ、量子マテリアル、量子生命など多岐にわたることを踏まえ、学習プログラムは特定の技術領域に限られない、幅広い領域を対象にすること。そのうえで、実施校の強みを生かして一部分野に特化した学習プログラムを構築することは問題ない。
- ・ 実施校を含む複数高専の学生を対象とした学習プログラムの開発を行うこと。
※当該プログラムには以下の要素を含むこと。
 - ✓ 高専生に提供する内容
 - ✓ 提供する機会（授業、実験、イベント等）
 - ✓ 実施時期及び実施期間
 - ✓ 実施場所
 - ✓ 事業終了後の自律的なプログラム実施・展開の在り方 等
- ・ 開発した学習プログラムを、実施校を含む複数高専の学生を対象に広く実施

すること。より多くの高専生の参加を促すとともに、可能な限り多くの高専を対象とすることが望ましい。

- ・量子技術分野のエンジニアリング人材としての活躍を見据える観点から、学習プログラムには、実験を行うものなど、実際に高専生が手を動かす機会を提供できるとなおい。
- ・学習プログラムは可能な限り幅広い高専生に受講機会を提供できるように、高専生の参加のしやすさも考慮しながら、必要な学習プログラムの内容、学習時間、学習する学年、学科、学習期間、学習教材、授業形態（集中講義・単位互換制度を活用した講義・実習等）等について十分に検討すること。
- ・目的達成に適切と考えられる場合、本事業の「(イ) 高専におけるモデルカリキュラム開発」で整備するモデルカリキュラムの一部を学習プログラムとして展開することも可能とする。
- ・研究開発提案書には、学習プログラム開発及び有効性評価を効果的に行うための評価指標（量子技術に対する意識変容、深い学びにつながる行動変容等）、実施計画（対象人数、対象学科数、対象校数、開催方法、開催頻度等）、ならびに想定される効果を記載すること。
- ・学習プログラムを受講した高専生に対して、プログラムの改善や有効性を評価するためのアンケート実施及び追跡調査を行うこと。
- ・受講生からのアンケート等効果測定結果を分析し、この結果を踏まえてプログラムの質向上を図ること。

【(イ) 高専におけるモデルカリキュラム開発】

- ・高専で量子技術を履修するためのモデルカリキュラムを整備すること。カリキュラムは以下の点を踏まえたものとする。こと。
 - ✓ 量子技術分野における研究開発・産業化の動向や人材ニーズを踏まえ、高専がその中で担うべき役割、育成すべき人材像及び育成後のキャリアパス（就職、大学編入→大学院、専攻科進学→就職など）を整理したうえでモデルカリキュラムの開発を行うこと。研究開発提案書には、提案段階で整理した研究開発・産業化の動向や人材ニーズ、高専がその中で担うべき役割及び育成すべき人材像を明記すること。
 - ✓ 量子技術分野は、量子情報処理（主に量子シミュレータ・量子コンピュータ）、量子計測・センシング、量子通信・暗号、量子セキュリティ、量子マテリアル、量子生命など複数の技術領域にわたること、またこれらの領域に共通的な基礎・基盤技術が多く存在すること等を踏まえ、モデルカリキュラムは量子技術の基礎・基盤的な内容と技術領域を含む内容とすること。そのうえで、特に技術領域においては、実施校の強みを生かして一部分野に特化したモデルカリキュラムを構築することも可能とする。
 - ✓ 高専生が複数年にわたって体系的に量子技術を学べる設計とすること。
 - ✓ 理論科目及び実習科目を含むこととし、特に高専で量子技術を学ぶ際に必要な科目の性質、科目数、学習時間、学習する学年及び学科、学習期間、学習教材、授業形態等について十分に検討したうえで、既存の理論・実習科目の整理や新設等を通じてモデルカリキュラムを整備すること。
 - ✓ モデルカリキュラムの整備に当たっては、実施校における既存の理論・実習科目について、量子技術の一連の学習の一部であるという観点から捉えなおし、そのうえで既存科目の更新や科目（理論・実習）の新設が必要と考えられる領域の特定・設置を行うこと。
 - ✓ 将来的に実施校以外の高専においても活用できるものとする。
 - ✓ 理論科目群は、既存科目を取り入れる場合であっても、高専において量子

エンジニアリング人材を育成するという目的を反映した内容とするとともに、実習科目への接続性を意識した内容とすること。

- ✓ 実習科目群は高専生が量子技術に関する装置・ソフトウェアの設計・開発に取り組むなど、高専生が実際に手を動かす実践的な内容とすること。
- ・ 本事業で行う実習科目群の実施に必要な設備・機器等について、整備を行うこと。
- ・ モデルカリキュラムは、実施準備が整った科目から順次授業を実施し、受講した高専生に対して科目の改善や有効性を評価するためのアンケート等効果測定を実施し、その結果を踏まえてモデルカリキュラムの質向上を図ること。

【その他】

- ・ 開発する学習プログラム及びモデルカリキュラムを本事業終了後も継続的に運用できる教員の育成に取り組むとともに、研究開発計画書には継続的な運用を可能とする具体的な計画（体制やスケジュール等）を記載すること。
- ・ 目的の達成に資すると考えられる場合、予算の範囲内において、(ア) (イ) の開発課題以外の追加的なアプローチ（他高専におけるモデルカリキュラムの実施や将来的なプログラム・モデルカリキュラムの波及を見据えた他高専の教員への教育等）の提案があるとなおよい。

④マイルストーン・KPI

開発の進捗度合を把握・管理するのに適切なマイルストーン及び KPI を設定すること。

マイルストーン例：

- 1年後：学習プログラムの基本設計、量子分野の動向・ニーズ調査及び高専が担うべき役割の整理、既存科目の棚卸と更新/新設科目の特定、モデルカリキュラムの全体設計、既存科目を基本とした先行科目の実施
- 2年後：学習プログラムの実施、モデルカリキュラムの開講範囲の拡大、設備・機器の整備、効果測定を踏まえた学習プログラム及びモデルカリキュラムの見直し
- 3年後：学習プログラムの実施、モデルカリキュラムの開講範囲の拡大、効果測定を踏まえた学習プログラム及びモデルカリキュラムの見直し
- 4年後：学習プログラムの実施、モデルカリキュラム完成、モデルカリキュラムの実施、効果測定を踏まえた学習プログラム及びモデルカリキュラムの改善、持続的な運営に向けた体制の整備

KPI 例：

- ・ 「(ア) 高専生の関心を惹起する学習プログラムの開発」
対象とする高専の数、高専生の数、開催回数、学習プログラムにより量子技術分野への就職・進学を志す学生の数 等
- ・ 「(イ) 高専におけるモデルカリキュラム開発」
対象とする高専生の数、モデルカリキュラム履修により量子技術分野への就職・進学を志す学生の数 等

⑤開発体制

- ・ モデルカリキュラムの整備を適切に実施するため、教員（教務主事、教務主事補等）、事務職員（教務系）間の協力体制を構築すること。

- ・実施校において、以下の体制を整えること
 - ・学校全体でプロジェクトを推進する体制ができていること
 - ・学校長を実施責任者とし、運営を担う各担当教員、担当事務の体制が構築できていること
 - ・本プロジェクトの課題や背景を理解していること
 - ・関係者と密に連絡をとる体制にあること
- ・ガバニングボード、PD ならびにアドバイザリーボードからの助言・指導を踏まえ、学習プログラム・モデルカリキュラムの企画・改善・見直し等に当該助言を迅速かつ的確に反映できる開発体制を構築すること。
- ・量子技術の研究開発や社会実装の方向性に知見を持つ専門家及び高専の教育現場の実態やカリキュラムについて専門家からの助言を得られる研究開発体制を構築すること。
- ・国内外の量子技術の人材育成に関する最新の動向を把握しプログラム開発に反映できるような体制を整えること。
- ・事業終了後の自律的運営を見据えた体制を構築すること。
- ・学術界・産業界への接続も想定し、量子技術に関わる大学・研究機関・企業等の高専以外の機関との連携体制を構築すること
- ・事業を提案する際、拠点校内の体制や具体的に想定される連携機関とその役割等、事業の実施体制について提案書に具体的に示すこと。

⑥成果物

事業の成果物として以下を提出すること。毎年度時点の成果についても提出すること。

- ・研究成果報告書（詳細は第5章を参照。）
- ・開発した人材育成プログラムの全体像について、視覚的にわかりやすく整理した資料（電子媒体）
 - ※以下の要素を含むこと。
 - ✓ 対象学生（対象の学校・学年・学科等）
 - ✓ プログラム構成
 - ✓ プログラム形態・提供方法（講義・実習、オンライン、学習内容等）
 - ✓ 実施時期・実施期間
 - ✓ 実施体制
 - ✓ 事業終了後の自律的運営の在り方（教員育成、教材更新、体制、展開モデル等）
- ・開発したモデルカリキュラムの全体像について、視覚的にわかりやすく整理した資料（電子媒体）
 - ※以下の要素を含むこと。
 - ✓ 対象学生（学年・学科等）
 - ✓ 到達目標・育成する人材像、産業化を支えるエンジニア人材としての位置づけ
 - ✓ 理論科目群の構成（科目名、学習内容、単位・時間数、履修順序、実習への接続）
 - ✓ 実習科目群の構成（設計・開発課題）
 - ✓ 授業形態・提供方法
 - ✓ 実施時期・実施期間

- ✓ 実施体制
- ✓ 整備した設備・機器
- ✓ 事業終了後の自律的運営の方法（教員育成、教材更新、体制、展開モデル等）
- ・ 複数高専向け人材育成プログラム及びモデルカリキュラム実施後のアンケートや追跡調査の結果及びその分析結果を視覚的にわかりやすく整理したもの（電子媒体）

(3) 事業終了後のフォローアップ

参加者の事業実施後の状況等について、定期的にフォローアップを行う機会や体制を考慮すること。

(4) その他

必要に応じて過去の Q-LEAP 人材育成プログラムで採択された課題の研究者 (<https://www.jst.go.jp/stpp/q-leap/jinzai/kadai.html>) や Q-LEAP の他の技術領域で行われる人材育成活動、以下のような人材育成・イノベーション創出関連プログラム等との連携も検討し、効率的な運用となるように留意すること。

- ✓ 全国アントレプレナーシップ醸成促進事業
<https://entrepreneurship-education.mext.go.jp/>
 - ✓ 次世代人材育成事業スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業
<https://www.jst.go.jp/cpse/ssh/index.html>
 - ✓ 次世代科学技術チャレンジプログラム
<https://www.jst.go.jp/cpse/gsc/stella/index.html>
 - ✓ 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業
<https://www.jst.go.jp/fellowship/>
 - ✓ Society 5.0 により実現する未来技術をリードする高専発！「Society 5.0 型未来技術人財」育成事業
<https://www.kosen-k.go.jp/nationwide/gear5-0-compass5-0>
 - ✓ 大学発新産業創出プログラム（START）
<https://www.jst.go.jp/start/>
 - ✓ 共創の場形成支援プログラム
<https://www.jst.go.jp/pf/platform/>
 - ✓ SIP 第3期課題 先進的量子技術基盤の社会課題への応用促進
<https://www.qst.go.jp/site/sip3/>
 - ✓ 研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム
<https://www.qst.go.jp/site/bridge/>
 - ✓ ムーンショット目標6 誤り耐性型汎用量子コンピュータ
<https://www.jst.go.jp/moonshot/program/goal6/index.html>
- 政府が公表している政策文書等も参考に検討すること。
- ✓ 量子技術イノベーション戦略（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/ryoushisenryaku.pdf>
 - ✓ 量子人材育成・確保の推進方策について（令和4年2月10日量子科学技術委員会決定）
https://www.mext.go.jp/content/20220128-mxt_kiso-000020510_1.pdf
 - ✓ 量子未来社会ビジョン（令和4年4月22日統合イノベーション戦略推進会議決

- 定)
- ✓ https://www8.cao.go.jp/cstp/ryoshigijutsu/ryoshimirai_220422.pdf
量子未来産業創出戦略（令和5年4月14日統合イノベーション戦略推進会議決定）
 - ✓ https://www8.cao.go.jp/cstp/ryoshigijutsu/230414_mirai.pdf
量子産業の創出・発展に向けた推進方策（令和6年4月9日量子技術イノベーション会議決定）
 - ✓ https://www8.cao.go.jp/cstp/ryoshigijutsu/240409_q_measures.pdf
量子エコシステム構築に向けた推進方策（令和7年5月30日量子技術イノベーション会議決定）
- https://www8.cao.go.jp/cstp/ryoshigijutsu/250530_q_ecosys.pdf

目標・計画は最新の国内外の研究開発動向を踏まえたベンチマークのもと、定期的に見直すこと。

3.2 課題の審査等について

(1) 審査方法

審査会における審査は、外部からの影響を排除し、応募された課題に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行います。

具体的には、応募された課題毎に、様式不備の有無、対象とする領域及び制度の要件との適合性を確認した上で、審査会において、評価項目及び審査基準に基づき、書面審査及び研究開発代表者等に対する面接審査を実施します。

面接審査は、書面審査によって選定された研究開発課題のみ実施します。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査要項

提案された研究開発課題は、評価項目及び審査基準に基づき、図2の審査の流れに沿って総合的に審査を行います。具体的な審査要項については、「別紙1」を参照してください。

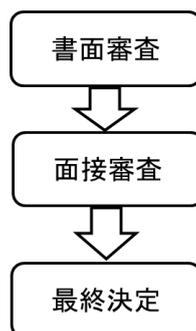


図2 審査の流れ

(3) 選定結果の通知

書面審査の結果、面接審査実施の連絡、面接審査の結果及び面接審査の結果に基づく採択の可否については、研究開発マネジメント担当者及び事務担当者に対して通知します。

なお、審査の途中経過等に関する問い合わせは一切受け付けません。

また、採択にあたっては、審査会が研究開発課題の内容、実施期間、必要な経費、実施体制等に関し、条件を付すことがあります。

3.3 公表等について

(1) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究開発課題名、所属研究開発機関名、研究開発代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

(2) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

第4章 契約について

4.1 委託契約の締結について

第3章に基づく審査の結果、採択された課題については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領（平成19年2月制定、令和4年3月改正）」に基づいた委託契約を締結することとし、契約予定者（受託者）と提案書を基に契約条件を調整するものとします。なお、契約金額については業務計画書の内容等を勘案して決定するため、契約予定者（受託者）の提示する金額と必ずしも一致しません。

また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合があります。契約条件を調整するために、必要に応じて業務計画書の変更を行う場合があります。

なお、契約の締結は年度毎に行うものとします。契約締結後においても、予算の都合によりやむを得ない事情が生じた場合には、研究開発計画の見直し又は中止を求めることがあります。

国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

（契約締結に当たり必要となる書類）

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があります。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知をお願いします。

- ・ 業務計画書
- ・ 経費等内訳書
- ・ 責任者及び業務従事者の管理体制・実施体制等について

詳細は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」を参照してください。

（再委託契約について）

受託者（代表機関）が研究開発課題を実施するにあたって、参画機関に本委託契約の一部を委託する場合は、参画機関との間において再委託契約を締結していただくとともに、再委託における研究開発の進捗状況及び研究開発に要する経費について管理していただきます。

（委託費の額の確定等について）

当該年度の委託契約期間終了後、委託契約書に基づいて提出していただく委託業務実施報告書を受けて行う委託費の額の確定等において、研究に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間新たな申請及び参加が制限されます。

4.2 知的財産権の取扱い

下記の知的財産権については、研究開発成果の取扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法」（平成12年法律第44号）の適用により、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託者である主管実施機関に権利がすべて帰属することとなります。再委託先である各共同参画機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ主管実施機関と共同参画機関

の間で取り決めておいてください。

- ・ 特許権、特許を受ける権利（特許法）
- ・ 実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）
- ・ 意匠権、意匠登録を受ける権利（意匠法）
- ・ 著作権（著作権法）
- ・ 回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）
- ・ 育成者権、品種登録を受ける権利（種苗法）
- ・ コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）

ただし、受託者は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととします。

4.3 取得資産等の取扱い

(1) 所有権

委託業務の実施過程において取得した資産（設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。）の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなります。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。

なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理者の注意をもって管理することとします。

(2) 委託期間終了後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途文部科学省と協議することとします。

第5章 進捗管理、事業の実施について

5.1 進捗管理

- (1) PD は、各領域における研究開発の進捗状況や研究開発の成果等を把握し、アドバイザーボードの協力を得て、研究開発課題の最終評価案の作成を行います。進捗状況の把握のために、事業年度ごとに研究成果報告書の提出をいただきます。なお、最終評価案の作成のために、最終年度の研究成果報告書は事業期間全体の成果報告書として作成いただくこととします。3.1章(3)記載の分析結果や、事業終了後の自立計画なども記載いただきます。
- (2) 上記の他、ガバニングボード又はPDが必要と判断した時期に研究開発課題評価を行う場合があります。
- (3) 研究開発課題評価等の結果により、以後の研究開発を変更（研究費の増額・減額や研究開発グループ構成の見直し等を含む）又は中止させることがあります。
- (4) 研究開発終了後一定期間を経過した後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究開発者の活動状況等について追跡調査を行い、追跡調査結果等を基に、文部科学省が選任する外部の専門家が追跡評価を行うことがあります。
- (5) 文部科学省は、事業の一層の効果的・効率的運営を図る観点から、審査・評価の支援など事業管理等の事務を事業支援機関に委託しています。

5.2 研究費の適正な執行について

- (1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究開発機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）^{※12}の内容について遵守する必要があります。

研究開発機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究開発機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※12 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを御参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- (2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究開発機関^{※13}では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、文部科学省のウェブページの内容を確認の上、e-Rad から令和8年4月1日以降に、令和8年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約締結前の指定する日までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

ただし、令和7年度版チェックリストを提出している研究開発機関は、上記に関わらず契約は認められますが、令和7年度版チェックリストを令和8年12月1日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを御覧ください（下記のウェブページは令和7年度版チェックリストに関する内容ですので、令和8年度になりましたら、文部科学省のウェブページを参照してください。）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※13 提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので十分に注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp//organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取り組みについて研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究開発機関は、本事業への応募及び研究開発活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）^{※14}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※14 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(4) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究開発機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、令和7年4月1日以降、文部科学省のウェブページの内容を確認の上、e-Radから研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、契約締結前の指定する日までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付研究公正推進室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和7年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記に関わらず契約は認められますが、この場合は、令和8年度版研究不正行為チェックリストを令和8年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分または措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを御覧ください（以下のウェブページは、令和7年度版研究不正行為チェックリストに関する内容ですので、令和8年度になりましたら、文部科学省のウェブページを参照してください。）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1368875_00002.htm

なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に御注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。）

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(5) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究開発活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

① 契約の解除等の措置

本事業の研究開発課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

② 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から ^{※15)})
特定不正行為に関与した者	1. 研究開発の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 特定不正行為 当該論文等の責任を負う著者	当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が大きい	5～7年

為があつた研究開発に係る論文等の著者	者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	く、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	
		当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	上記以外の著者		2～3年
3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究開発の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※15 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

③競争的研究制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機構法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

④不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があつた場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究開発分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究開発機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究開発機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(6) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究開発課題に参画する研究開発者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究開発活動における不正

行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、契約手続きの中で、研究開発代表者は、本事業への研究開発課題に参画する研究開発者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

文部科学大臣 殿

令和〇年〇月〇日

(実施責任者が研究者でない場合) 〇〇大学長
(実施責任者が研究者の場合) 〇〇 〇〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

- (7) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行なわれた研究者に対する措置
他府省を含む他の競争的研究費制度等^{※16}において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。
「他の競争的研究費制度等」について、現在継続実施中の制度のほか、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

※16 現在、具体的に対象となる制度については、以下の URL を御覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

- (8) 関係法令等に違反した場合の措置
研究開発を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。
- (9) 間接経費について
間接経費の配分を受ける研究開発機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。ま

た、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究開発機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までにe-Radにより報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

(10) 繰越について

事業の進捗に伴い、研究開発に際しての事前の調査又は研究開発方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

(11) 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については別紙2の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本制度において、直接経費から研究開発代表者の人件費、研究開発以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。研究開発代表者の人件費及び研究開発以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、別紙4及び5においても必要な要件や手続の方法を定めていますので、ご確認ください。

(12) 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

5.3 年度末までの研究開発期間の確保について

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究開発を実施することができるよう、全ての競争的研究費等において以下のとおり対応しています。

- ① 研究開発機関及び研究開発者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することを義務づけ、文部科学省においては、事業の完了と研究開発成果の検収等を行う。
- ② 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- ③ 研究開発成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究開発機関は、これらの対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

5.4 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科

学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

(参考) 「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

5.5 研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

については、本事業に採択された研究開発代表者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

5.6 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)や「統合イノベーション戦略2025」(令和7年6月6日閣議決定)において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化)の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究開発課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究開発課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越え

た研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日競争的研究費改革に関する検討会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略2025」（令和7年6月6日閣議決定）
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025_zentai.pdf
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」（令和5年5月24日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」（令和2年9月10日改正 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和4年3月策定）
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

5.7 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会 人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行っ

てください。

博士課程（後期）学生の学生としての研究開発内容が Q-LEAP 研究開発課題の研究開発とみなせる場合には研究開発員として雇用し、生活費相当額を支給することが可能です。

（留意点）

- ・ 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度^{※17}の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

※17 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40万円以上45万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19日～20日）の勤務時間（7時間45分～8時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。）

5.8 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会 人材委員会）において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成31年2月25日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究開発期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の

任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

5.9 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

5.10 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。また、生物学的性（セックス）や社会的・文化的性（ジェンダー）等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

性等を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における関わりを検討し、必要に応じて性等を考慮して実施してください。

5.11 URA等の研究開発マネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等の研究開発マネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究開発マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。さらに、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」（令和7年6月科学技術・学術審議会人材委員会）において、研究開発マネジメント人材は、研究者のパートナーとして研究成果を生み出すことに貢献するのみならず、組織的な研究資金・人員の調達・管理や経営戦略策定への関与など、研究大学等の組織運営に係る研究開発マネジメント全般を担う重要な人材であることが明示されてい

ます。加えて、研究大学等においては、研究開発マネジメント人材の確保・育成に加え、学内の研究者と事務職員、専門人材の分掌の見直しを行い、研究開発マネジメント人材が意欲を持って活躍できるような環境を整備することで、研究者が研究により専念できる環境を整備し、研究大学等に求められる役割を一層強化されることを期待されています。これらを踏まえ、本制度により、URA等の研究開発マネジメント人材を雇用する場合には、研究開発期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該研究開発マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

5.12 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究開発代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは別紙6を参照してください。

5.13 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究開発機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究開発機関による組織的な対応が求められます。

我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制^{※18}が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型^{※18}に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリ

などの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提要やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となる得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※18 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型^{※19}に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提要やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となる得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※19 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>

5.14 日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和6年6月4日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第17条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係る

ものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属させることを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社がM&A等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本事業においては、令和7年度以降に公募を開始するものについて、同提言の内容が委託契約書に反映されますので、契約内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、委託者へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いいたします。

（留意点）

日本版バイ・ドール制度は、国（又は所管独立行政法人）の委託研究開発から生じた知的財産権の帰属関係に関するものであるため、本事項は、委託事業にのみ適用ください。

委託契約書に反映する内容に関しては、文部科学省の「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」様式第1「委託契約書（案）」の第25条のほか、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」に基づいて作成された、NEDOの業務委託契約標準契約書の第31条をご参照ください。

（参考）文部科学省「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」様式第1「委託契約書（案）」（抄）

（知的財産権の帰属）

第25条

甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書で甲に届け出たときは、委託業務の成果にかかる知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

（1）～（3）（略）

（4）乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内

において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第 4 号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合（ただし、その子会社又は親会社には外国会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 2 号に規定する外国会社をいう。）を含まないものとする。）

（根拠）

・ 経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～

[提言：経済安全保障法制に関する有識者会議(R6.6.4)]

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r6_dai10/siryu4.pdf

・「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言」を踏まえた各府省における対応について

[各省への事務連絡：内閣官房国家安全保障局、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）（R6.8.27）]

5.15 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体に関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合には、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

5.16 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「MEXT -Quantum Leap Flagship Program Grant Number 【15】桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時と同様です。本事業の【15】桁の体系的番号は、【JPMXS01■■■■■■■■■■ (後半8桁は e-Rad 課題 ID 8 桁)】です。論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

(1) 論文に関する事業が一つの場合 (体系的番号「JPMXS0112345678」)

【英文】

This work was supported by 【MEXT -Quantum Leap Flagship Program】 Grant Number JPMXS0112345678.

【和文】

本研究は、【文部科学省 光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)】 JPMXS0112345678 の助成を受けたものです。

(2) 論文に関する事業が複数 (二つ) の場合 (体系的番号「JPMXS0112345678」 「JPJ234567」)

【英文】

This work was supported by 【MEXT -Quantum Leap Flagship Program】 Grant Number JPMXS0112345678 and 【MEXT YYYY Program】 Grant Number JPJ234567.

【和文】

本研究は、【文部科学省 光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)】 JPMXS0112345678, 【文部科学省□□事業】 JPJ234567 の助成を受けたものです。

5.17 競争的研究改革について

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

第6章 提出書類の作成、提出等について

6.1 e-Rad を利用した提出書類の作成・提出等について

(1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad^{※20}）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※20 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

(2) e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行っていただきます。応募の流れについては、別紙3を参照してください。また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

（i）e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録申請

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>) から手続きを行ってください。登録まで日数を要する場合があります。2週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

登録方法は、ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアル「10. 研究機関手続き編」「11. 研究機関事務分担者手続き編」「12. 研究者手続き編」を参照してください。

（ii）e-Rad での応募申請

・研究機関による応募課題の提出

ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 研究機関事務代表者用マニュアルを参照してください。

応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中 申請中」となると、応募手続きは完了です。

・研究者による応募課題の提出

ポータルサイト (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) 研究者用マニュアルを参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、文部科学省研究振興局基礎・基盤研究課量子研究推進室まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中 申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

<注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、7 MB 以内を目途としてください。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。（なお 30MB を超えるファイルは、アップロードできません。）
- ② 応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

○その他

（i）問い合わせ先

制度・事業に関する問合せは、文部科学省研究振興局基礎・基盤研究課量子研究推進室にて受け付けます。公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利になるような質問等については回答できません。質問等係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示します e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本公募要領及び e-Rad ポータルサイト

をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

<p>制度・事業に関する 問い合わせ及び応募 書類の作成・提出に 関する手続き等に関 する問合せ</p>	<p>文部科学省科学研究振 興局基礎・基盤研究 課量子研究推進室</p>	<p>TEL:03-6734-4115 ryouken@mext. go. jp</p>
<p>e-Rad の操作方法に 関する問合せ</p>	<p>e-Rad ヘルプデスク</p>	<p>0570-057-060(ナビダイヤル) 午前 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始 を除く。</p>

e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(ii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

6.2 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

研究開発提案書（様式）

様式番号	書類名
	代表機関の長による申請書
様式 1	表紙
様式 2	研究開発代表者の基本情報
様式 3	全体構想
様式 4	代表機関の長のコミットメント
様式 5	研究開発年次計画（線表）
様式 6	研究開発体制
様式 7	研究開発者・URA 調書
様式 8	研究開発予算計画
様式 9	研究費の応募・受け入れ等の状況
様式 10	人権の保護及び法令等の遵守への対応
様式 11	誓約書

代表機関の長による申請書

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

※1 代表機関の長による申請書の見本は以下のとおり。

※2 書類のスキャンデータを提出してください。

【例示】

		文 書 番 号	号
		令和8年	月 日
文部科学大臣 殿			
		機関名	
		機関長名	
光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）に係る申請について			
標記の件について、別添のとおり申請いたします。			
なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいた体制整備等自己評価チェックリストについては提出済みです			
		記	
研究開発課題名			
		令和7年4月以降に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいた体制整備等自己評価チェックリストを提出している場合のみ記載してください	

表紙（様式1）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

応募項目	高専エンジニアリング人材育成				
研究開発課題名					
研究開発期間	令和8年 ～ 令和12年 3月（ 4年間）				
研究費 (直接経費) (百万円)	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計
研究開発代表者氏名					
所属研究 開発機関・ 部局・役職 ^{※1}					
連絡先 ^{※2}	Tel.	Fax.		E-mail	
研究者番号	<i>府省共通研究開発管理システム(e-Rad)より付与された8桁の研究者番号を記載</i>				
研究開発マネジメント 担当者氏名	<i>研究開発代表者の兼任可</i>				
所属研究 開発機関・ 部局・役職 ^{※1}					
連絡先 ^{※2}	Tel.	Fax.		E-mail	
事務担当者氏名					
所属研究 開発機関・ 部局・役職 ^{※1}					
連絡先 ^{※2}	Tel.	Fax.		E-mail	

※1 現在の所属機関と採択後の所属機関が異なる場合には、採択後に所属する機関を記載してください。

※2 審査の結果等の連絡が可能な連絡先を記入してください。

研究開発代表者の基本情報（様式2）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

氏名			
国籍		生年月日（西暦）	
所属機関・部局・役職			
住所又は居所			
兼業先機関・部局・役職 ※			
住所又は居所※			
学歴（大学卒業以降）	<p>（記入例）</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了</p> <p>平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了</p> <p>平成〇〇年 博士（〇〇学）（〇〇大学）取得</p>		
研究開発歴 （主な職歴と研究内容）	<p>（記入例）</p> <p>平成〇〇年～〇〇年 〇〇株式会社〇〇開発部 （〇〇〇〇について開発）</p> <p>平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学特任准教授 （〇〇〇〇に関する研究に従事）</p> <p>令和〇〇年～〇〇年 〇〇株式会社〇〇事業部 （〇〇〇〇事業担当）</p>		
研究開発代表者の情報	<p>URL：</p> <p>【研究開発代表者情報を収載しているホームページ（研究室ホームページ、researchmap ページ等）があれば URL を記載ください】</p>		
その他特記すべき活動歴	<p>（社会貢献活動、国際活動等本事業に関わる特記事項があれば任意記入）</p>		
応募者の資質に 関する情報	<p>（本人材育成プログラムの研究開発代表者として、自らが適任であると考え理由）</p>		

※ クロスアポイントメント等で他の機関にも所属している場合は、記載してください。また、兼業先が複数ある場合は、必要に応じて行を追加してください。

全体構想（様式3）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

1. 研究開発の目標

研究開発を通じて達成する目標について、簡潔かつ明確（客観的に成否の判断が可能なように）に記載してください。

2. 目標設定の背景

提案する研究開発の重要性・必要性が明らかとなるよう、第3章開発概要に記載の事項の分析・検討を含めて記載してください。

3. 研究開発計画とその進め方

具体的な研究開発の内容・計画を記載してください。「1. 開発の目標」をどのように達成しようとするのか、構想・計画を具体的に示していただくために、マイルストーン(計画達成度の判断基準と時期)を示してください。

4. 事業終了後の運営計画

本事業終了後の運営計画（受講希望者の規模予想、受講者の目標人数を含む）について記載してください。持続的な運営を行うための実施体制・資金計画などを具体的に示してください。

…様式3は、8頁を超えないこと…

代表機関の長のコミットメント（様式4）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

代表機関の長のコミットメントの概要

・代表機関は、組織・機関として、今後、人材育成プログラムを大学・研究機関、企業等の将来構想のなかでどのように位置づけ、支援（財政的、人的な支援措置を含む。）・マネジメントをするのか具体的に記述してください。

…様式4は、1頁を超えないこと…

開発年次計画（線表）（様式5）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

- ・ 項目毎に記載してください。また、実施機関が分かるように記載ください。（線表の下に直接経費の見込額を記入してください。）
- ・ 間接経費は、直接経費の合計の30%としてください。
- ・ 経費項目は別紙2を参照してください。

（単位：千円）

開発項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	経費の総額
直接経費					
間接経費					
合 計					

研究開発体制（様式6）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

1. 研究開発体制に関する構想

本欄には、確実に参加が見込まれる主要な研究開発機関及び参加時期、また、同機関の役割・必要性、同機関からの参加予定の主たる共同研究開発者について記載してください。将来的に参加を期待する研究開発機関及び参加時期については、可能な範囲で記載してください。

2. 研究開発体制の概略図

当初の体制と将来的な体制とが異なる場合は、両方とも記載してください。

…上記1～2は、2頁を超えないこと…

（次ページへ続く）

(前ページより続く)

(1) 研究開発代表グループの体制

研究開発代表者	機関名・所属 ^{※1}	役職	エフォート ^{※2}
研究開発参加者氏名 ^{※3,4}	機関名・所属 ^{※5} (上記と同じ場合には省略可)	役職	エフォート ^{※2}

※1 現在の所属機関と採択後の所属機関が異なる場合には、採択後に所属する機関を記載してください。また、特記事項にてその事情・理由をお知らせください。

※2 エフォートには、研究開発者の年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち当該開発の実施に必要なとなる時間の配分率(%)を記載してください。

※3 共同研究開発グループの構成メンバーについては、その果たす役割等を十分にご検討ください。

※4 研究開発参加者の行は、必要に応じて追加してください。提案時に氏名が確定していない参加者等の場合は、「参加者〇名」といった記載をしてください。

※5 同じ研究開発実施項目を複数の組織で取り組む必要があれば、参加者として、異なる組織のメンバーを加えていただいても構いません。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(1-1) 研究開発構想における当該グループの役割

(1-2) 研究開発概要

(1-3) 特記事項

・特別の任務等（研究科長等の管理職、学会長など）に仕事時間（エフォート）を要する場合には、その事情・理由をお知らせください。

…研究開発代表グループの体制については、2頁を超えないこと…

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(2) 各共同研究開発グループの体制

- ・共同研究開発グループは、本様式にグループ毎に記載してください。
- ・産学官からの様々な研究開発機関を共同研究開発グループとすることが可能です。
- ・共同研究開発グループの数に上限はありませんが、研究開発代表者の構想の遂行に最適でかつ必要十分であることが分かるように共同研究開発グループの役割・位置づけが明確なチームを編成してください。
- ・グループ数に応じて、表は追加してください。

共同研究開発 グループ代表者	機関名・所属 ^{※1}	役職	エフォート ^{※2}
共同研究開発 参加者氏名 ^{※3,4}	機関名・所属 ^{※5} (上記と同じ場合には省略可)	役職	エフォート ^{※2}

※1～※5は、前頁をご参照ください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(2-1) 研究開発における当該グループの役割

(2-2) 研究開発概要

(2-3) 特記事項

- ・ 特別の任務等（研究科長等の管理職、学会長など）に仕事時間（エフォート）を要する場合には、その事情・理由をお知らせください。

…各共同研究開発グループの体制については、2頁を超えないこと…

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(3) その他の研究開発参画機関^{※6}

・表の行は、必要に応じて追加してください。

氏名	所属	役職

※6 研究開発代表者が所属する機関と委託契約を結んで研究開発に参画はしないが、代表者が所属する機関もしくは代表者が所属する機関と委託契約を結んで研究開発に参画している共同研究開発グループと連携・協力し研究開発に参加する企業や大学等。

研究開発者・URA 調書（様式7）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

- ・主たる研究開発者^{※1} 毎に研究開発者調書を作成・添付してください。
- ・URA を置く場合には、URA 毎に研究開発者調書を作成・添付してください。

研究開発者／URA		学位	
ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名		(年齢)	(歳)
所属機関・ 部局・役職			
兼業先機関・ 部局・役職 ^{※2}			

※1 研究開発代表グループ及び各共同研究開発グループの助教以上の研究開発者（研究開発代表者を除く）。

※2 クロスアポイントメント等で他の機関にも所属している場合は、記載してください。また、兼業先が複数ある場合は、必要に応じて行を追加してください。

研究業績又は活動実績

<研究開発者>

本欄には、これまで発表した論文、著書、産業財産権、招待講演のうち重要なものを選定し、現在もしくは過去から発表年次の順に、通し番号を付して2頁以内で記入してください。なお、学術誌へ投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限りません。

学術誌論文の場合、論文名、著者名、掲載誌名、査読の有無、巻、最初と最後の頁、発表年（西暦）を記入してください。以上の項目が記入されていれば、各項目の順序の入れ替えや、著者名が多数の場合、主な著者名のみ記入しその他の著者を省略することは問題ありません。なお、省略する場合は、省略した員数と、研究開発代表者、研究分担者が記載されている順番を○番目と記入してください。

研究開発代表者には二重下線、共同研究開発者には一重下線を付してください。

<URA>

URA については研究力強化施策の企画・立案、産学連携・地域連携の深化に係る企画・立案、成果普及に係る科学コミュニケーションの実施、研究資金獲得、研究プロジェクトの企画・立案・運営、知的財産権の取得・管理・運用に係る戦略企画及び実行、国際的な研究連携の促進に係る企画・立案等の活動実績を記入してください。

…様式7は、研究開発者又はURA 毎に作成し、1名当たり2頁を超えないこと…

研究開発予算計画（様式8）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

- ・ 費目別の研究費計画と共同研究開発グループ別の研究費計画を年度ごとに記載してください。（間接経費は直接経費の合計の30%としてください。）
- ・ 研究費は、本事業全体の予算状況、PDによるマネジメント、課題評価の状況等に応じ、採択時や研究開発機関の途中に見直されることがあります。
- ・ 共同研究開発グループの数に上限はありませんが、研究開発代表者の構想の遂行に最適でかつ必要十分であることが分かるように共同研究開発グループの役割・位置づけが明確なチームを編成してください。

1. 研究費計画総括表

	初年度 (開始～ R9.3)	2年度 (R9.4～ R10.3)	3年度 (R10.4～ R11.3)	4年度 (R11.4～ R12.3)	合計
研究開発代表 グループ					
共同研究開発 グループA					
共同研究開発 グループB					
直接経費 計					
間接経費 計					
合計 (百万円)					

・ 共同研究開発グループの行は適宜、追加・削除してください。

（次ページへ続く）

(前ページより続く)

2. 各項目別の研究費計画

(金額単位：千円)

	間接経費	直接経費	使用内訳				
			設備備品費	消耗品費	旅費	人件費・謝金	その他
令和8年度							
令和9年度							
令和10年度							
令和11年度							
総計							
主な設備備品費の明細 (1件 5,000 千円以上)							
年度	品名・仕様		数量	単価	金額	主として使用する研究者及び設置機関名	購入予定時期
設備備品費の必要性							

- ・ 間接経費は直接経費の合計の30%としてください。
- ・ 経費項目は別紙2を参照してください。

研究費の応募・受け入れ等の状況（様式9）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

- ・研究開発代表者及び各共同研究開発グループ代表者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の他の競争的研究費等（国外のものを含む）（※）について、資金制度名毎に、研究開発課題名、研究開発期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。募集要項「第2章2.4(4) 不合理な重複・過度の集中に対する措置」もご参照ください。
 ※ 国内外を問わず、競争的研究費のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記入してください。
- ・「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究開発課題が十分に遂行し得るかどうか」を判断する際に参照しますので、正確に入力してください。
- ・記入内容が事実と異なる場合には、不採択、採択されても後日取り消し又は減額配分となる場合があります。
- ・現在申請中・申請予定の研究助成等について、この研究開発提案の選考中にその採否が判明する等、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、この募集要項のp.47に記載されたお問合せ先まで電子メールで連絡してください。
- ・面接選考の対象となった場合、他制度への申請書、計画書等を求める場合があります。

申請中・申請予定・受入中・受入予定の研究費

研究開発者名						
資金制度・研究資金等名 (配分機関・研究機関等名)	研究開発課題名 (研究開発代表者名)	申請中/ 申請予定 / 受入中/ 受入予定	役割 (代表/ 分担)	令和8年度 研究費 (期間全体額) (千円)	エフオ ート (%)	研究開発内容の相違点 及び他の研究費に加え て本応募研究開発課題 に応募する理由

（次ページへ続く）

(前ページより続く)

- ・該当する主たる研究開発者毎に表を作成してください。
- ・現在受入中又は受け入れが決定している助成等について、本人研究費（期間全体）が多い順に記載してください。
- ・「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- ・「研究費」は、ご本人が受給している金額（直接経費）を記載してください。
- ・「エフォート」は、年間の全仕事時間（研究開発活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を100%とした場合、そのうち当該研究開発の実施に必要となる時間の配分率（%）を記載してください。
- ・本研究開発のエフォートと現在受給中の助成等のエフォートを合計して100%を超えないようにしてください。
- ・必要に応じて行を追加・削除してください。

人権の保護及び法令等の遵守への対応（様式 10）

※青字の記入要領は、記載時に削除してください。

本欄には、本研究開発を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする開発、個人情報の取扱いの配慮を必要とする開発、安全保障貿易管理、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発など法令等に基づく手続きが必要な研究開発が含まれている場合、講じる対策と措置を、1頁以内で記述してください。

個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究開発機関内外の倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

該当しない場合には、その旨記述してください。

…様式 10 は、ここままで図表を含め 1 頁を超えないこと…

誓約書（様式11）

誓 約 書

私及び当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

生年月日

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は全ての役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）審査要領

「令和 8 年度科学技術試験研究委託事業 光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP） 高専エンジニアリング人材育成」（以下「本事業」という。）における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第 1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第 2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省 研究振興局 基礎・基盤研究課 量子研究推進室に申し出なければならない。

① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員参画する内容の記載があった場合

② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合

③ 審査委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者から寄附を受けている場合

④ 審査委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合

⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去 5 年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合

⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に利害関係があり、審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員は原則審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省 研究振興局 基礎・基盤研究課 量子研究推進室に報告しなければならない

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

審査基準

1 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考と面接選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。なお、面接選考において、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。）を利用して行う場合は、別途定めた規定に従うこと（別添）。

2 評価方法

評価は、企画提案にて行うものとする。各審査委員は、4に示す評価項目ごとに、5に示す採点基準に基づき点数化する。そして各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

3 採択案件の決定方法

115点満点中80点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。

4 評価項目

提案は実施概要に合致した内容であること。その上で、以下の観点から評価する。

(1) 研究開発の内容の妥当性（学習プログラムの開発・実施）（30点）

- ① 研究開発の目標設定は目的に沿ったものとなっており、妥当か。
- ② プログラム等の対象者の性質を十分に分析の上、適切なアプローチ方法（提供する情報の内容、手段、時期、期間、場所、機会等）が検討されているか。
- ③ 事業終了後も、継続的な運用を可能とする具体的な計画が検討されているか。
- ④ 目的の達成に資する、開発課題以外のアプローチが提案されているか。
- ⑤ 新規性・進歩性を有するか。
- ⑥ その他、具体的な開発内容は妥当か。

(2) 研究開発の内容の妥当性（理論科目群・実習科目群（モデルカリキュラム）の整備）（30点）

- ① 研究開発の目標設定は目的に沿ったものとなっており、妥当か。
- ② プログラム等の対象者の性質を十分に分析の上、適切なアプローチ方法（提供する情報の内容、手段、時期、期間、場所、機会等）が検討されているか。
- ③ 事業終了後も、継続的な運用を可能とする具体的な計画が検討されているか。
- ④ 目的の達成に資する、開発課題以外のアプローチが提案されているか。
- ⑤ 新規性・進歩性を有するか。
- ⑥ その他、具体的な開発内容は妥当か。

(3) 研究開発の実施計画・マイルストーンの妥当性（10点）

- ① 実施計画が具体的かつ明確に設定されているとともに、実現性・積極性が高く妥当か。
- ② マイルストーンの内容は妥当且つ積極的か。

(4) 評価設計の妥当性（10点）

- ① プログラム及び有効性評価を効果的に行うための評価指標、想定される効果は妥当か。

- ② 評価（アンケート・追跡調査等）の実施方法・実施時期・実施期間・対象範囲が適切に設計されており、事業の効果を客観的に把握できる内容となっているか。

（５） 開発体制の妥当性（25点）

- ① 代表機関の能力、実績は妥当か。
- ② 研究開発チームの能力、実績は妥当か。
- ③ ガバニングボード、PD ならびにアドバイザリーボードからの助言・指導を踏まえ、学習プログラム・モデルカリキュラムの企画・改善・見直し等に当該助言を迅速かつ的確に反映できる開発体制となっているか。
- ④ 量子技術の研究開発や社会実装の方向性に知見を持つ専門家及びプログラム等の対象者の実態について専門的な知見を持つ専門家からの助言を得られる研究開発体制となっているか。
- ⑤ 事業終了後の自律的運営を見据えた体制となっているか。

（６） ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（10点）

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

（７） その他（点数化しない）

- ① 他制度からの補助金、助成金等を受けている場合、その研究開発との仕分けが明確であるか。また、既存の実施課題等との重複がないか。

5 評価基準

各委員は（１）から（５）の５項目の各評点項目について、それぞれ下記の評点区分に従い５段階の絶対評価を行う。

５点・・・優れている

４点・・・適切である

３点・・・ほぼ適切である（内容の一部見直しが必要であるが採択可能）

２点・・・あまり適切でない（内容の大幅な見直しが必要）

1点・・・不適切である

(6)の項目の評点項目について、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。①～③のいずれにも該当しない場合は、本項目は0点となる。

ワーク・ライフ・バランス等の取り組みについて	点数
①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)等	
プラチナえるぼし	10
えるぼし3段階目	8
えるぼし2段階目	6
えるぼし1段階目	4
行動計画	2
②次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	
プラチナくるみん	10
くるみん④(令和7年4月1日以降の基準)	8
くるみん②③(平成29年4月1日以降～令和7年3月31日までの基準)	6
トライくるみん	6
くるみん①(平成29年3月31日までの基準)	4
行動計画	2
③若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	8

Web 会議システムを用いた面接審査について

「光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)」(以下「本事業」という。)の Web 会議システム(映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。)を用いた面接審査を行うに際して必要な事項を、以下の通り定める。

1. 主査が必要と認めるときは、面接審査のその全部又は一部を Web 会議システムを利用して開催することができる。
2. 1. により Web 会議システムを利用した委員及び応募機関の出席者は、当該面接審査の出席者とみなすものとする。
3. ウェブ会議システムの利用において、被評価者の映像または音声を送信または受信できなくなった場合は、一時面接審査を中断し、回復した後に再開する。一定時間回復しなかった場合は、審査の扱いについて評価者間で議論した後に再審査の実施等について決定することとする。
4. ウェブ会議システムの利用は、可能な限り静寂であって情報漏洩のおそれのない個室その他これに類する環境で行わなければならない。
5. 評価者及び被評価者は、ウェブ会議システム参加に関する情報(URL、会議室番号、パスワード等)を予め登録された者以外に供与してはならない。
6. 評価者及び被評価者は、ウェブ会議システムを利用した当該面接審査において、録音・録画・スクリーンショット等による電磁的な記録をしてはならない。

府省共通経費取扱区分表の取扱について

平成 22 年 12 月 16 日

1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的研究費制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。
- (3) 区分表は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和 3 年 10 月 1 日改定）で定められている「直接経費」の定義（※）を変更するものではない。

※「直接経費」…競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の 3 種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の 4 項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
 - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
 - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
 - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
 - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報

告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説（太字下線部分）を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり一定の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。
- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるため、各制度においては、これらの取扱について、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金配分を行っている制度であって、運用上現行の取扱を行った方が配分機関・企業側双方にとって効率的と判断される場合には、当面現行の運用も可能とする。

府省共通経費取扱区分表

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項	
直接経費	設備備品費	業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造(主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出)及びソフトウェア(機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの)を含む。			
	物品費	業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。 ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品 等			
	人件費・謝金	人件費	業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・研究探検者本人の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ポスト等、機関で直接雇用する研究員の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費 等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・リサーチアシスタント・リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等 *人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。		※「研究探検者本人の人件費」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは【別紙2/事務処理要領/以下のURL】をご確認ください。
		謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に要する経費 ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金(講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正(外国語等)等) ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金(個人に対する委嘱) ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金 等 *謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。		
	旅費	旅費	旅費に関する以下の経費 ①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員(学部学生・大学院生を含む)の外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費) ③外国からの研究者等(大学院生を含む)の招へい経費(交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費) ④研究者等が赴任する際にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費)等 *旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 *旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)を含む。 *「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。		
	外注費	外注に関する以下の経費 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理(原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む)等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計(仕様を指示して設計されるもの)、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の業務請負(業者請負) 等 *「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く			
	印刷製本費	業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費 ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代等			
	会議費	業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議に伴う飲食代・レセプション代(アルコール類は除く) 等			
	通信運搬費	業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等			
	その他	光熱水料	業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費		
その他(諸経費)	上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費 ・物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費(学会参加費と不可分なランチ代・ハンケツ代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上) ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ) ・研究成果発表費(論文審査料・論文掲載料(論文掲載料)・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等) ・広報費(ホームページ・ニュースレター等)、広告宣伝費、求人費 ・保険料(業務・事業に必要なもの) ・振込手数料 ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等) ・特許関連経費 ・業事相談費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代(旅費規程により「旅費」に計上するものを除く) ・研究以外の業務の代行に係る経費(バイト経費) 等			※「研究以外の業務の代行に係る経費(バイト経費)」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは【別紙3/事務処理要領/以下のURL】をご確認ください。	
消費税相当額(委託費のみ)	「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「贈謝金」及び「保険料」の10%に相当する額等、消費税に関して非(不)課税取引となる経費				
間接経費	直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要経費として、被配分機関が使用する経費。				
再委託費・共同実施費	委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む)				

システムを利用した応募の流れ

研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 URL : <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

研究機関が行います

事務代表者のログイン

e-Rad システム運用担当から研究機関事務代表者情報の登録通知（事務代表者の e-Rad ログイン ID）がメールにて届きます。通知に記載されたログイン ID と研究機関登録申請書（様式 1-1）に記載した初期パスワードを入力してログインします。

参照 URL : <https://www.e-rad.go.jp/manual/00.pdf>

研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照 URL : https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

参照マニュアル：研究機関事務代表者用マニュアル「1. 研究機関手続き編」「2. 研究者手続き編」「3. 研究機関事務分担者手続き編」

研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。

参照 URL : https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

参照マニュアル：研究者用マニュアル「はじめに」「1. 応募編」

研究者が行います

応募情報の入力と提出

e-Rad に必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

e-Rad で提出する応募情報には、①e-Rad 上で直接入力が必要な内容、②電子媒体で添付する内容があります。

参照 URL : https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

参考マニュアル：研究者用マニュアル「1. 応募編」

文部科学省にて応募情報を受理

※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。

研究代表者（PI）の person 費の支出について

研究代表者（以下「PI」という。）の person 費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「申し合わせ」という。）を踏まえ、下記に従い手続き等を行ってください。

1. 対象者

PIとして研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ者とする。

2. 支出額

PIの年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート（研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）を乗じた額とすることを原則として、研究開発課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内でPIが設定する。

3. 支出の条件

申し合わせに定める条件どおり、次の全ての条件を満たすこととする。

- （1）直接経費にPIの person 費（の一部）を計上することについて、PI本人が希望していること
- （2）PIが所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること【申し合わせ別紙参照】
- （3）PIが所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること

4. 申請に係る手続き

- （1）研究機関は、PI person 費を計上する研究費の申請までに、体制整備状況（申し合わせ別添様式1）及び活用方針（申し合わせ別添様式2）を文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出する（提出先メールアドレスは6.を参照）。

(2) PI 及び研究機関は、応募書類を作成し、配分機関に提出する。

※配分機関として額の妥当性を担保するために求める資料（教職員の俸給表、研究実施期間における各年度のエフォート等）があれば、併せて提出下さい。

(3) 採択後、PI 及び研究機関は、研究計画書等に PI 人件費を計上する。

※エフォート申請書も下さい。

5. 執行後の手続き

(1) PI 及び研究機関は、執行年度の翌年度5月末までに、会計実績報告書を配分機関に提出する。

※エフォート申請書も下さい。

(2) 研究機関は、執行年度の翌年度6月末までに、確保した財源の活用実績の報告書（申し合わせ別添様式3）を文部科学省科学技術・学術政策局競争的研究費調整室に提出する（提出先メールアドレスは6. を参照）。

6. その他

(1) 研究代表者（PI）の人件費の支出に当たっては、上記とともに、申し合わせも参照すること。4.（1）及び5.（2）で提出が必要な様式は、下記の文科省 HP からダウンロードが可能。

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00002.htm

(2) 本制度の利用にあたり疑義が生じた場合や、研究機関から直接経費による人件費支出を強制されるなど本制度の趣旨に反する取扱い等があった場合の連絡・相談については、下記の窓口において対応を行う。

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室

e-mail : kenkyuhi@mext.go.jp

電話 : 03-6734-4014

研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出について

バイアウト経費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「申し合わせ」という。）（https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm）を踏まえ、下記に従い手続き等を行ってください。

1. 支出可能となる経費

研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、研究代表者（以下「PI」という。）本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務（※）の代行に係る経費（以下「バイアウト経費」という。）を支出することが可能。

※ 所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる（例：教育活動（授業等の実施・準備、学生への指導等）、社会貢献活動（診療活動、研究成果普及活動等）等）。営利目的で実施する業務は対象外となる。

その際、研究機関は、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施すること。

PI は所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上できるものとする。

なお、当該 PI が研究費の直接経費により PI 人件費も支出する場合には、エフォート管理を適切に行うこと。

2. 所属研究機関において実施すべき事項等

（1）バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を整備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務（1. を参照）に限ることとし、営利目的で実施する業務は対象外とする。

- ・ 講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行出来る業務の範囲
- ・ 年間に代行出来る上限等
- ・ 代行にかかる経費（料金）や算定基準
- ・ その他、代行のために必要な事務手続き等

（2）PI との合意

研究機関は、PI が希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について、各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った上で当該PI との合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

（3）経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（専従義務緩和）について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年12月18日改正競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm）に基づき、本制度において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本制度から人件費を支出しつつ、本制度に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。希望する場合には、下記に従い手続き等を行ってください。

1. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者（ただし、プロジェクトの研究代表者（以下「PI」という。）等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く）
- (2) 40歳未満の者
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

2. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- (2) PI等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- (3) PI等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする）

3. 従事できる業務内容

上記2の全ての条件を満たす自発的な研究活動等（他の研究費を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。）

4. 実施方法

(1) 若手研究者の募集

プロジェクトの実施のために PI 等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判断するエフォートの目安を示す。

(2) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。また、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合、当該プロジェクトの実施計画等にその旨を記載し、承認申請書及び承認通知書の写しの提出を求める。

(3) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。また、活動報告書の写しの提出と PI が提出するプロジェクトの実績報告に自発的な研究活動等を含めることを求める。

(4) 活動の支援、承認取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が 2. の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

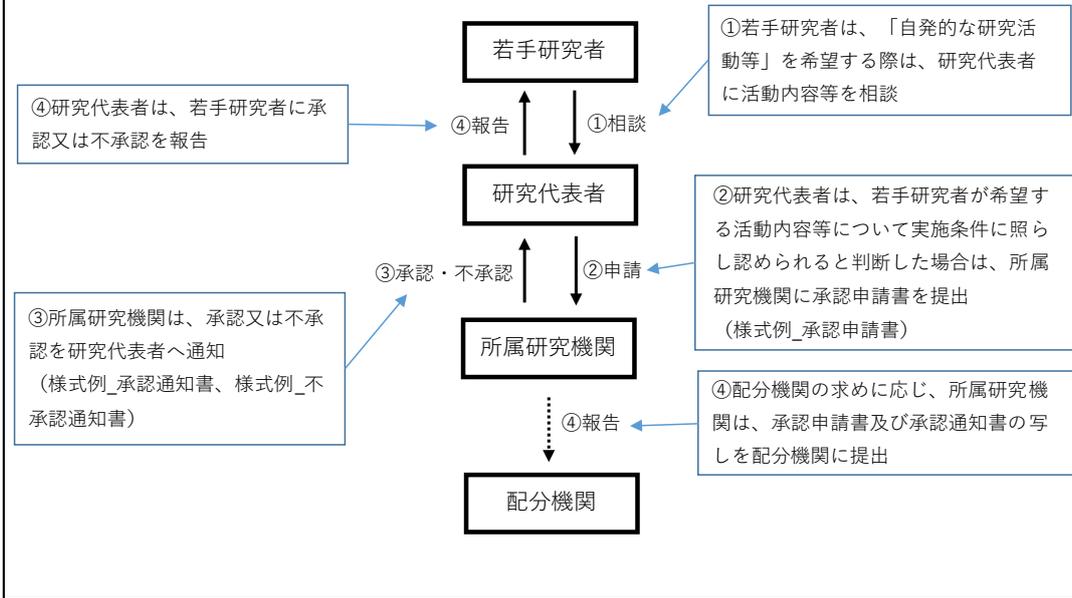
※ 上記(1)～(4)等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

5. 様式例

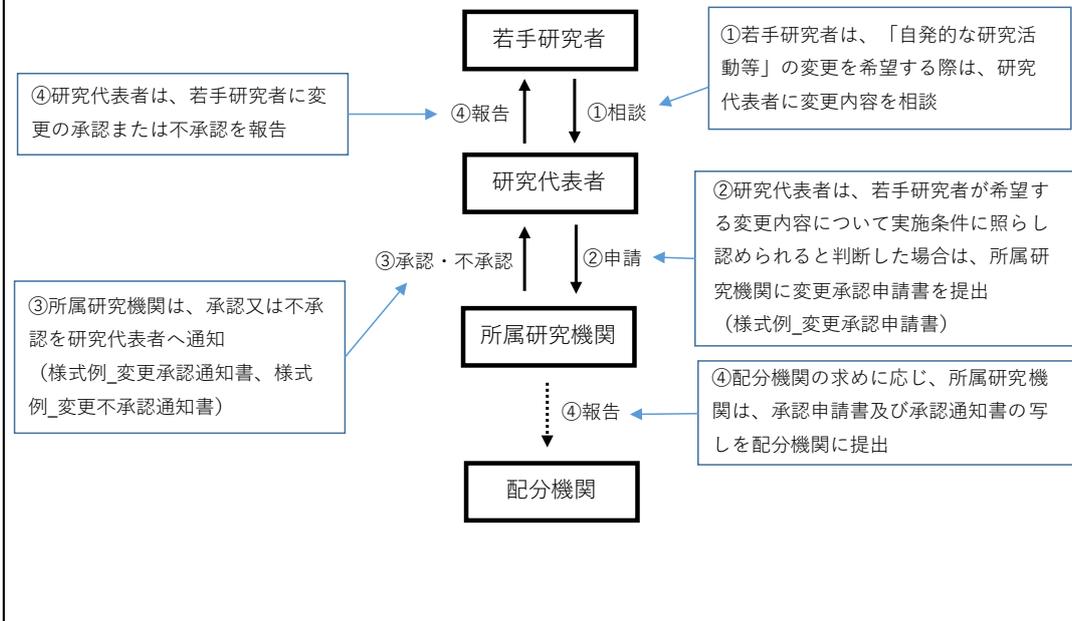
4. 実施方法の(2)及び(3)に係る様式例については、下記の文部科学省 HP に掲載しているため、適宜活用いただきたい。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm

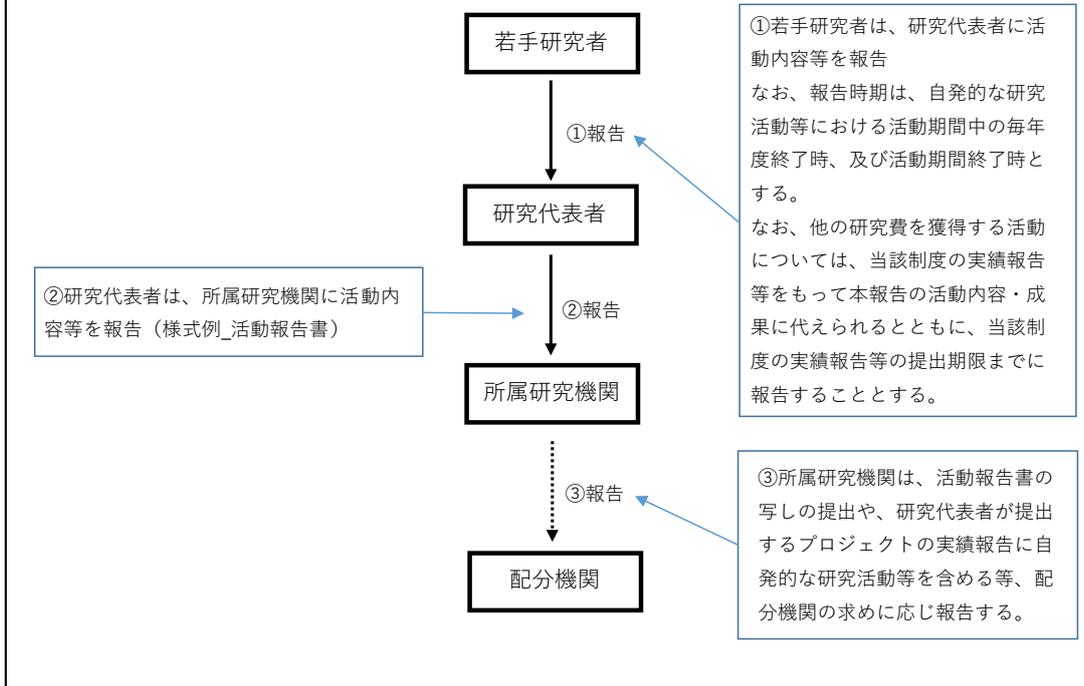
自発的な研究活動等の承認申請手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の変更承認申請手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

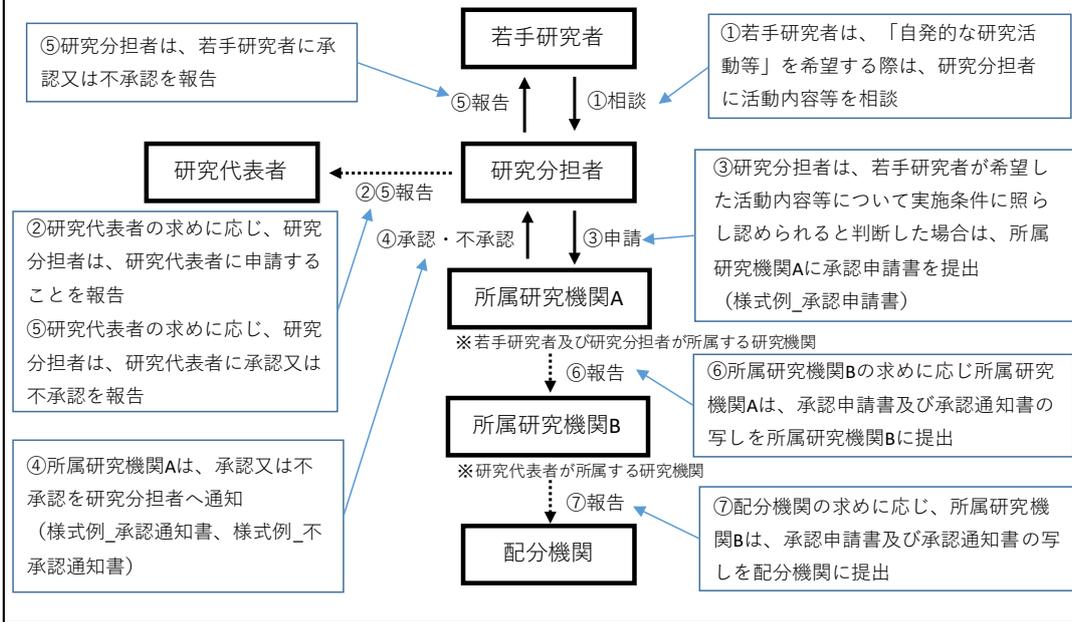


自発的な研究活動等の活動報告手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



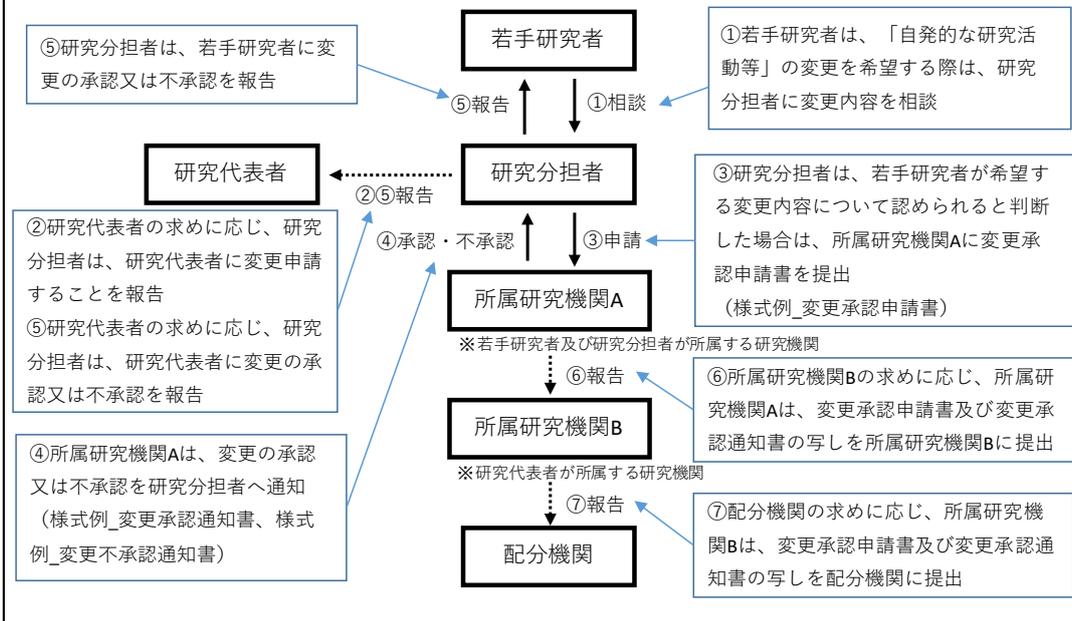
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合)

